

使用者の立場から

遠藤 寿行



日経連の経済調査部の遠藤と申します。昨年とことし、2年連続して、この議題を担当させていただきました。

本日は、大原社研の皆様、それからILO東京支局、日本ILO協会の皆様のご支援をいただきまして、このようなシンポジウムの場に出席させていただくことをありがたく思っております。

それでは、若干のお時間をいただきまして、今回の勧告につきましての使用者側の基本的なスタンス、使用者側内部での意見調整の問題、および今回できあがりました勧告についての評価につきましてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目の勧告案についての使用者側の基本的態度につきましては、既に今、小島室長様からご紹介がありましたけれども、基本的にこの勧告の目指すところが、雇用創出にあるということを非常に重視して、議論に臨んだわけでございます。小島室長の言葉を借りますと、量的な雇用創出に基本的に重点を置いたということでございます。そのために、必要とされる中小企業の振興策が盛り込まれたものが、今回の勧告案であると理解して、中小企業の活動を活発化させるには、勧告案の内容が柔軟なものであるべきだという点を、重要視しました。特に中小企業の生産性や競争力の向上に資するものであってもらいたいということ。官僚的な制約はできるだけ排除したものであってもらいたいということ。これは労働者側と多分共通すると思うんですけども、特に中小企業にとっての訓練も非常に重要であるということ。以上のようなことが使用者側の基本的なスタンスであったと考えております。

それから、次に使用者側内部での意見調整の問題でございますけれども、勧告案全体についての使用者側の見解の分類というのをまずご紹介させていただきたいと思っております。私自身の観察でございますので、ILO事務局とか、関係の参加者の方々と見方が違うかもしれませんが、大きく分けて使用者側の中でも3つのグループに分かれていたのではないかと考えております。

1つが先進諸国のグループと言っていると思います。この国々は官僚的な制約や介入をできるだけ排除、少なくとももらいたいといった考え方を表明されるところが多かったように思います。特にアメリカ、イギリスなどを中心とした規制緩和を先進的に進めているような国々で、そのようなスタンスを表明する国があったということでございます。

それから、大企業と中小企業の関係について使用者側内部で意見対立があったときでございます。先進諸国の中でも中小企業に対しまして、大企業と同一の規制を設けるべきかどうかという問題で

す。フェアな扱いという点では、中小企業には大企業と別な取り扱いをしてもいいのではないかと
いう意見を表明する国もありました。先進諸国の中でも、この問題については異なった考え方を持
っているところがあったように見受けられました。

2つ目のグループは、旧共産圏諸国であります。そのスタンスは勧告案の内容が実践的であると
して、今回の勧告を非常に重視するというものでございました。これらの旧共産圏諸国では、国家
が独占的企業の存在のみを許しているということで、中小企業がまだ育ってきてないところが多い。
そのために、特に先進諸国を中心として展開している中小企業の育成政策について関心が深く、今
回の勧告の中では、第4章「効果的なサービスのためのインフラ基盤の開発」などのメニューの内
容は、非常に参考になるとして、重視するという意見を表明する国が多かったということでござい
ます。

第3のグループは、アフリカ南部の諸国であります。これらの国々では、マイクロエンタープ
ライズに言及される代表が多かったわけでございます。あるいは、インフォーマルセクターとも言っ
ておられましたが、この部分がアフリカの諸国では非常に急成長している。しかし、ある程度イン
フォーマルな形で存在するらしく、登録とか、納税もしていないという状況だそうでした、これが
既存の中小企業に対して競合してくる部分もある。このインフォーマルセクターを格上げするよう
なことを使用者側としても賛成する、というスタンスのところが多かった。

私の観察としては、使用者側の中でも以上のような3つのグループに、分かれていたと見受けら
れました。

そういったさまざまな国がある中で、先ほど申し上げましたけれども、大企業と中小企業の関係
で、対立が使用者側の内部で多少生じたことがございます。特に実際に中小企業の経営に携わって
いる経営者の方々が発言されて、大企業との競争関係上、人材の確保が難しいと訴えたことがあり
ます。使用者側内部の対立になりかねない問題点であったわけなんですけれども、議長の裁定とい
うことで今回はその大企業、中小企業の対立問題に触れずに、1つのファミリーであるということ
で使用者側の意見を統一しようということになりました。

できあがりました勧告の中身につきましては、先ほど小島室長からもご説明がありましたので、
私自身は触れません。そこで勧告の評価について説明させていただきたいと思えます。

公式な評価をIOE（国際使用者連盟）が出しておりますので、こちらの評価をまずご紹介させ
ていただきたいと思います。IOEの評価としましては、勧告では中小企業が懸念していた柔軟性
が確保されたということで、賛成するというところでございます。もちろん、幾つかの paragraphs で
労働者の権利とか、社会的保護に言及されておりますものの、中小企業の質や生産性を改善するよ
うな内容のものも多いということで、賛意を表明するというところでございました。

また、中小企業の雇用創出を促進するためのフレームワークが全体としてうまく描かれていると
いうことで、満足のいくものであったと評価しております。

私ども日経連の考え方でございますけれども、内容としては非常によくまとまったと見ておりま
すけれども、多少労使の意見が対立した点もありますので、折衷的なところがあるのは否めなかつ
たという評価でございます。

また、勧告でございますので、解釈でありますとか、適用実施については、それぞれの国で労使

協議の場も設けられようと思いますので、柔軟な対応ができるのではないかと思います。その点では高く評価したいと考えています。

それから、起業家を育成するという内容の項目が、今回の議論で新たに幾つかつけ加わっております。先ほども小島室長が指摘された点ですが、この点を私どもとしては高く評価したいと思いません。

具体的には、勧告の訳文の方で見ていただきますと、38ページ(本誌52ページ)の第5項の(C), 起業家になることを欲するものに不利益を及ぼす政策や法的措置を避けることにより、起業家精神への誘因を向上させるといった点や、40ページ(本誌53ページ)、第10項の(2), 企業文化の開発の中で、リスク負担、事業の失敗に対してマイナスの評価をやめようではないか、社会全体として、リスク負担を負う人々に対して積極的な態度を持つようではないか、というふうなことを奨励するという文言がこの中に入ったという点であります。さらに、第4章の「効果的なサービス基盤の開発」の中で、革新的中小企業に対してベンチャーキャピタルなどの機関を創設し、それが奨励されるべきだとする点があります。具体的には、41ページ(本誌54ページ)、第14項の(4), 中小企業の革新を支援することに特化したベンチャーキャピタルや、他の機関を創設することが奨励されるべきであるとする点。こういった中小企業に対して前向きな点が入ったということが高く評価したいということでございます。

それから、最後なんですけど、今回の文書の意義は、ILOが中小企業の振興を通じて雇用創出をするという実践的な活動の比重を高めていく1つのきっかけになるのではないかとこの点にあると思います。

ただ、この勧告を国内で生かせるかどうかは、各国の政・労・使の知恵の出し具合にかかっているのではないかと思います。政労使三者構成委員会の最後の会合の場で、使用者側の議長が、この文書は1つの里程碑であると評価しましたが、まさしく日本にとっても、里程碑の1つに過ぎないと評価しているところでございます。

以上が使用者側の基本的な考え方でございます。ありがとうございました。

(えんどう・としゆき 日本経営者団体連盟経済調査部経済課長)

ILO の 出 版 物  好 評 発 売 中	
	
<p>Encyclopaedia of Occupational Health and Safety 「労働安全衛生事典」</p> <p>労働安全衛生分野全般について、1,000点以上のイラストを用いてわかり易く解説する百科事典。待望の改訂版が遂に刊行！ J. M. Stellman 編 1997/1998年刊 第4改訂版 全4巻セット価格 55,000円 CD-ROM版(単独使用) 55,000円 全4巻セット+CD-ROM版 110,000円 ●当出版物については、お支払い確認後の発送となります</p>	<p>Management Development: A guide for the profession 「経営開発入門」</p> <p>グローバル化、構造調整、分権化、民営化等の世界的潮流の中で、有能な人材の育成と有効活用の重要性がますます高まっている。新しい経営の実践に照らし、経営訓練開発のアプローチ・方法・テクニックにおける刷新のニーズに合わせた実際的な情報を提供する。 J. Prokopenko 1998年刊 597pp. 4,500円</p>
ご注文は下記へ ILO 東京支局	
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-70 国際連合大学本部ビル8階 TEL.03-5467-2701 FAX.03-5467-2700 郵便振替 00140-2-19221番/さくら銀行神宮前支店 普通口座3149206	